■ 定期定額購入取引規程

第１条（規程の趣旨）

この規程は、毎月お客様が指定する日（以下「引落指定日」といいます。）に、お客様があらかじめ指定した金額（以下「指定金額」といいます。）を、引落指定口座から引落し、お客様が指定する自動けいぞく（累積）投資銘柄の投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）を取得する取引に関する取り決めです。

この取引を定期定額購入取引（名称『<三菱UFJ信託>の「とうしんつみたて」（投資信託積立サービス）』）と呼びます。

第２条（取得代金等の引落）

(1) 引落指定口座とは、投資信託受益権に関する取引規程第２章に定めるお客様の指定預金口座とします。

(2) 定期定額購入取引を申し込まれる場合は、指定金額は１万円以上1,000円単位（累積投資勘定または三菱UFJ信託ダイレクト利用による特定累積投資勘定における定期定額購入取引の場合は1,000円以上1,000円単位）の金額とし、指定金額はお客様の指定預金口座からの預金の引落によりお支払いいただきます。

(3) 前項の預金の引落にあたっては、普通預金規定または当座預金規定にかかわらず、通帳および払戻し請求書の提出または小切手の振出は不要とし、当社所定の方法で行うものとします。

(4) 指定金額の引落の結果、お客様の引落口座が貸越になる場合は、引落は行いません。

(5) 同一日に定期定額購入取引により複数銘柄の引落を行う場合、指定された銘柄の指定金額の合計額の引落ができないときは、すべての銘柄について引落を行いません。

上記(4)、(5)の場合および引落指定口座の残高不足等の理由で指定金額の引落しが成立しなかった場合は、当社からお客様への通知は特にいたしません。

第３条（取得方法、時期および引落金額）

(1) 引落指定日が当社の休業日に当る場合は翌営業日に引落します。

(2) 引落日においてお客様の指定預金口座からの指定金額の引落しが成立した場合に限り、指定金額を当社がお預りし、ただちに累積投資約款の定めに従い指定された銘柄の受益権の取得を行います。ただし指定預金口座の残高が引落日において指定金額に満たないときは、指定金額の引落は不成立となり、振込日の属する月における受益権の取得は行われないものとします。

(3) 引落指定日が指定された銘柄の取得申込の受付を行わない日である場合は、引落指定日以降で指定された銘柄の取得申込の受付が可能になる営業日を引落日とします。

(4) 指定金額には、指定された累積投資銘柄の取得代金に加えて、それに係る所定の手数料および消費税等を含みます。

第４条（申込事項の変更、取引の解約・終了）

(1) お客様は、変更・解約を希望される指定銘柄にかかる引落日の２営業日前までに所定の手続によって当社に申し出ることにより、定期定額購入取引の契約内容の変更・解約を行うことができます。

(2) 当社が本取引を営むことができなくなった場合、当社は本取引を解約または終了いたします。

(3) お客様から成年後見人等の届出または予約型代理人の代理権発効の届出が当社に行われた場合、およびお客様に相続の開始があったことを当社が知った場合は、当社は速やかに以降のお客様の定期定額購入取引を終了いたします。

第５条（取引内容の報告）

定期定額購入取引による指定投資信託の買付については取引報告書等の発行および交付をせず、取引残高報告書にて定期的に取引内容を報告いたします。

第６条（免責事項）

当社は次の場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 当社が、定期定額購入取引にかかる書類に使用された印影を、届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて所定の手続きを行った場合。

(2) 「三菱UFJ信託ダイレクト」の正規の操作手順を経て、所定の手続きを行った場合。

(3) 災害・事変その他の不可抗力、郵便の誤配・遅滞等、当社の責に帰すことのできない事由により損害が生じた場合。

第７条（この規程の変更）

この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の４の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附則

この規程の第５条については、2024年１月１日以降約定日を迎える定期定額購入取引より適用させていただきます。

以　上

2024年８月28日